



生活協同組合から見た 賀川豊彦の取り組み

いしい まやこ
石井 摩耶子

1995年1月の阪神・淡路大震災以来、大災害時における全国的生活協同組合の役割が重視されるようになりました。2013年には日本生協連と全国の生協は全生協大規模災害連携計画（全国生協BCP）を策定し、その後、2016年の熊本地震、2018年の首都圏と北陸の豪雪、西日本豪雨などの自然災害が起こるたびに改定を重ねてきました。また、平時からできる防災・減災の取り組みも進めています。『生活協同組合研究』の本年7月号は、防災・減災に向けて何をなすべきかについて特集を組み、最近の取り組みを紹介しています。昨年度には19の民間団体が中心になって「災害支援ネットワーク」を作りました。これには地元の生協も参加し、災害発生時に向け平時の備えを整えつつあることが分かります。

特に注目すべきは「タイムライン防災」すなわち、事前防災行動計画です。地球温暖化に伴い降雨量自体が増加し、人的被害を伴うような豪雨が増加している現在、従来のように災害発生後に対策を作るのではなく、前もって起こりうる災害を想定して対応を考えることが極めて重要になったのです。日本の気候に春夏秋冬の季節の変化があることは人々の生活に彩を添えている反面、季節の変化に伴う気候の変動により生活を脅かされることがしばしば起こります。歴史を繙^{ひもと}き、災害の予兆がどのように現れたかを検証することが重要であり、その経験は子孫に語り継がれて

いかねばなりません。文明の発達に伴い人間の予知能力も格段に高まってきているものの、自然のありようは人知を超えた部分があり、私たちはその事実を謙虚に認め、受け入れなくてはならないと思います。

かつて、1923（大正12）年9月1日に関東大震災が起こった時、第一次世界大戦中の好景気によって贅^{ぜいたく}沢になってしまった日本人への天罰であるとの議論が盛んになされました。こうした議論は「天譴論^{てんけんろん}」と言われ、渋沢栄一らが中心となって唱えたもので、不条理な大災害におののく人々に対して一定の説得力をもちました。この考えはまた、2カ月後に天皇と摂政の名で発布された「国民精神作興ニ関スル詔書」にも影響を与えました。この詔書は国民が贅^{ぜいたく}沢に流れる一方で社会主義思想になびくようになったことを憂い、上下協力して国民精神の振興と興隆をはかるべきだと国民に説くものでした。政府は翌日、^{みことり}詔の趣旨を拝し、教育の振興、特に徳育を根底として人格の養成を重んじ、忠君愛国の思想を基礎に、一致協力、国力の発揮を図るべき旨の告諭を発布しました。これは、自由主義・民主主義・社会主義など西洋思想の流入による「思想の悪化」に対抗して伝統的な日本精神や国民道徳を強調することにより、国民教化を行おうとするものです。こうして、大正13年頃から平沼騏一郎の国本社等、詔書に基づく国粹主義・復古主義的な国民教化

団体が中央のみならず地方にも数多く作られるようになりました。こうした社会の風潮に真っ向から抵抗して独自の活動を展開した人物が賀川豊彦（1888～1960）でした。

これまで神戸で活動していた彼は、震災の翌日には神戸港から汽船で横浜港に向かい、上陸して汽車と徒歩で東京に入り、母校の明治学院の寄宿舎に身を寄せて、震災の中心地である本所の松倉町に出掛け、被害の実態を自分の眼で確かめ、救援活動に乗り出したのです。事の重大さにいち早く気づき、救援活動を始めた賀川の行動には驚きを禁じ得ません。なぜ、彼はこうも素早く対応ができたのでしょうか？一言でいえば、彼の視点が常に社会の底辺にある人々に向けられていたことにあったと言えるでしょう。

賀川がこの世を去ってから60年以上たった今の時代は、第二次世界大戦後の福祉国家を基軸とした「生活保障システム」が、その後の経済のグローバル化などの結果、手詰まりとなり、機能不全に陥っている時代だと言えるでしょう。その中で、地域社会に根差した生活協同組合の重要性がますます大きくなっています。生協の使命は、自分の暮らしを起点として、生活の質の向上を追究する「生活を創り出す人」をたくさん生み出すことだと言われています。その場合、「生活創造者」としての私たちがめざす社会のありようは、「完全雇用社会」に代わる「完全従事社会」と言い表すことができるでしょう。収益を上げることを第一目的とする通常の企業と違い、コミュニティの自助（セルフヘルプ）を基礎とした市民による自発的な活

動を独立した生活手段として育てていくことが大切だと思います。その一例として、大沢真理編『生活の協同——排除を越えてともに生きる社会へ』（日本評論社、2007年）で紹介されている千葉県の四街道市にある「ふきのとう」というNPO法人の活動が参考になります。30年以上前から始まったこの団体の特徴は、最初から「有償ボランティア」制度を打ち出したことです。利用者はお金を支払うことで気兼ねなく自由に頼める上に、介護保険制度を組み合わせることで、一人のヘルパーが有償と無償のボランティアを行いつつ、同時に介護保険事業、支援事業を行うことができるのです。“たすけ合い”と“介護”を分けないことが特徴です。この事業から生まれた活動の中に、手作りの軽食を出す「コミュニティカフェ」があります。子どもの人数が減少したために生じた小学校の余裕教室で開かれ、昼休みには児童たちが訪れ、お年寄りや昔遊びなどをやるようになり、小学校が地域に開かれていったのです。現在は休止中ですが、長い間連続と続いた取り組みです。また、同じ四街道市で70年余の活動をしてきた生協「ちばコープ」（現「コープみらい」）は、目の不自由な利用者のため「声の商品案内」を録音して配達しているとのことでした。

経済効率第一の市場経済の中で置き去りにされている障がいを持つ利用者のためのこのような生協の取り組みは、地味ではあっても今後一層大切になっていくことでしょう。私は、こうした活動を通して、生協の存在価値もまた、ますます高まっていくと確信しています。
（公益財団法人賀川事業団雲柱社 理事長）